

京都市交通局管理規程第4号

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月18日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を改正する規程
京都市乗合自動車循環1号系統の運行に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(停車停留所)

第3条 循環1号系統の停車停留所は、次のとおりとする。

- ①京都市役所前 ②御幸町御池 ③柳馬場御池 ④堺町御池 ⑤烏丸御池
⑥烏丸三条 ⑦四条烏丸 ⑧四条高倉 ⑨四条河原町西詰 ⑩四条河原町北詰
⑪河原町三条南詰 ⑫河原町三条北詰

附 則

この規程は、平成28年3月19日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)